

令和2年度裾野市農業委員会11月総会 議事録

1. 開催日時 令和2年11月10日(火) 午後1時30分から午後2時40分
 2. 開催場所 裾野市役所4階401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	杉山 守正	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	勝又 一郎
2	志村 重利	8	渡邊 博美	東	市野 哲也	富岡	眞田 孝三
3	庄司 健一			西	大庭 義文	富岡	杉本 義明
4	勝又 和一	10	渡邊 光枝	深良	勝又 俊博	須山	中村 偉文
5	柏木 一男	11	杉山 克己	深良	宮崎 慎一		
		12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

6	杉山 邦利	9	大庭 清宏		
---	-------	---	-------	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 横山英哉 書記 小林義彦 書記 中村健児 書記 勝又友揮 書記 手代木美佳

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

10	渡邊 光枝	11	杉山 克己
----	-------	----	-------

第3 議事

- (1) 報第11号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (2) 議第27号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
- (3) 議第28号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
- (4) 議第29号 非農地証明願の裁定について
- (5) 議第30号 農地利用集積計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和2年度裾野市農業委員会11月総会を開会します。
 本日の委員は12名中10名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、10番 渡邊光枝委員、11番 杉山克己委員にお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の手代木美佳氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。報第11号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第11号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
 (議案朗読により説明)

議 長

ただ今の報第11号について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

質疑応答が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思いをします。

次に、議第27号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1
こちらは議第30号 農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1と関連がありますので、一括して審議いたします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第27号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1、
議第30号 農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 5番 柏木一男委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

3条申請地、及び利用権設定地ともに、裾野市総合グラウンドから、南西に約350m
に位置します。

3条申請地、利用権設定地ともに農用地区域内農地で、公簿、現況は田となっています。

申請地は、昭和63年に47番から47番1と47番2に分筆されております。

公簿面積は、3条申請地が509㎡、利用権設定地が503㎡で、2筆の合計面積は1,012㎡です。

譲渡人の山口さん、貸人の平山さんは、ともに昭和63年に相続により農地を取得しましたが、両人ともに市外在住であり、高齢となったことから耕作が出来ないため売却を考えていたところ、数年前から両農地の除草などの管理を行ってきた隣接地に居住する土屋さんへ、公図と現況が一致していないため、一体で売却する方向で話し合いが行われてきました。

しかし、平山さんの農地については、明治37年に設定された抵当権の抹消が間に合わなかったことから、平山さんの農地については10アール当たり年1万円の賃貸借による利用権設定を行うことで話がまとまり、今回の申請にいたったものです。

譲受人の土屋さんの権利取得後の耕作面積は、3,590㎡となり下限面積を満たしています。

また土屋さんは、これまでに水稻、露地野菜の作付けを行っており、農業経験、農業従事日数、農機具等の問題もありません。

耕作計画によると、露地野菜を作付する予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の議第27号 番号1、議第30号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第27号 番号1、議第30号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第27号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2
こちらは議第30号 番号2と関連がありますので、一括して審議いたします。事務局
から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第27号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2、
議第30号 農用地利用集積計画(案)の決定について 番号2

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 杉本義明委員から議案について説明をお願い
します。

地区担当委員

3条申請地、及び利用権設定地ともに、裾野市総合グラウンドから、南に約250m
に位置します。

3条申請地、利用権設定地ともに農用地区域内の農地で、現況は3条申請地が休耕
地、利用権設定地が芝畑となっています。

公簿面積は、3条申請地が2,383㎡、利用権設定地が1,380㎡で、2筆の合計面積
は3,763㎡です。

譲渡人の八木さんは平成13年に相続により農地を取得しましたが、高齢となり耕
作が困難となったことから売却や貸付を考えていたところ、農業参入を考えていた伊
倉さんとの間で話がまとまり、今回の申請に至ったものです。

譲受人の伊倉さんは、運送会社七栄を経営していますが、今後は農業を行いたいと
考えていたところ、子の千恵子さんがブルーベリー農園で働いていた経験を活用し、
ブルーベリーの作付け・販売を目指すこととしました。

経営計画、耕作管理計画によると、通作に掛かる時間は自宅から15分程度で、耕
作は本人と娘夫婦3人で行います。また、繁忙期にはパートを雇う予定です。
ブルーベリーの苗木は2年生を2種類、合計1,160本を作付けし、3年目以降から、
果実やジャムなどの加工品などの販売により利益を出していく計画です。

伊倉さんの権利取得後の耕作面積は、3,763㎡となり下限面積を満たしています。

また、農業従事日数、農機具等の問題もありません。

耕作計画によると、果樹としてブルーベリーを作付け予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の議第27号 番号2、議第30号 番号2について、質疑等がありましたら
お願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第27号 番号2、議第30
号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いし
ます。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第27号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号3
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第27号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号3

(議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当委員 7番 鈴木知華委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、マックスバリュー裾野店から南西に約250mのところのところに位置します。申請地は市街化区域内の農地です。面積は247㎡で地目は登記・現況ともに畑です。申請地は、昭和63年に相続により譲渡人が5分の2、譲受人の伊東明俊さんが5分の3の持分で取得しましたが、譲渡人は耕作管理ができないため、申請地に隣接した農地を所有し、これまで申請地の耕作を行ってきた譲受人へ譲与することで話がまとまり、今回の申請に至ったものです。

尚、譲り受ける4人の持ち分は10分の1づつです。

耕作は、これまでどおり受入4人で行いますが、40年以上の農業経験があり、経験や技術について問題ありません。

農機具も十分に所有しており、申請地取得後も営農に問題はないと思われま

す。経営農地は9134㎡で、下限面積を満たしています。

他の農地についても概ね適切に維持管理されており、地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、引き続き露地野菜を作付する予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われま

議長 ただ今の、議第27号 番号3について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第27号 番号3について。本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第28号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1、2は関連がありますので、一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。議第28号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1、2

(議案朗読・投影写真による説明)

議長 続きまして、地区担当委員 5番 柏木一男委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、セブンイレブン裾野千福店の約150m南西側に位置しています。

現況は休耕地となっています。

賃借人は、東名高速道路の裾野・沼津インターチェンジ間の佐野川橋リニューアル工事を請け負っており、工事現場周辺で工事期間中の仮設現場事務所・資材置き場・駐車場を探していました。

賃借人3名が所有する農地が適地であったため、賃貸借について相談したところ、承諾を得られたため一時転用を申請するものです。

仮設施設へのアクセスは東名高速道路側道の市道を使いますが、大型車両が通行するため、仮設道路敷地として一時転用し、必要幅員を確保します。

一時転用期間は、許可日から令和5年7月末までの約2年半であり、工事完了後、仮設施設及び仮設道路は全て撤去し、農地(田)へ復元するものです。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

仮設現場事務所は、仮設建築物であり都市計画法の手続きは許可不要となります。また、転用計画が実施される資金力もあり、一時転用面積も適正です。

本件は、約2年半の一時転用であり、農地復元計画・耕作管理計画により、許可期間終了後には農地への復元が確約されていることから、一般基準をみたしていると考えられます。

北側・東側は道路、南側・西側は農地に接しています。

仮設施設敷地及び仮設道路敷地内は、土砂流出防止策として、必要に応じて柵及び土留めを施します。また、田の表土保護のため、土木シート及び鉄板を敷き養生します。排水は、既設のU字溝へ放流し処理されます。

申請地を一時転用することに対し、賃貸人も承諾し、農地へ復元することも確約されていることから、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 　　ただ今の議第28号 番号1、2について質疑等がありましたら、お願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 　　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第28号 番号1、2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 　　それでは、全員一致で決定することに決定します。

次に、議第28号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3事務局から説明をお願いします。

事務局 　　はい。議第28号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3

(議案朗読、投影写真による説明)

議 長 　　続きまして、地区担当委員 推進委員 眞田孝三委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 　　申請地は、石脇公民館の約120m北西側に位置しています。

現況は休耕地となっています。

賃借人は、沼津土木事務所発注の黄瀬川護岸工事を請け負っており、工事現場周辺で工事期間中の仮設施設・資材置き場・駐車場等を探していました。

申請地は、施工現場に隣接する適地であることから、賃貸人に相談し、承諾を得られたため、一時転用を申請するものです。

一時転用期間は、5ヶ月間であり、工事完了後、仮設施設は全て撤去し、農地(田)へ復元するものです。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

仮設現場事務所は、仮設建築物であり建築面積も小さいため都市計画法の手続きは許可不要となります。

また、転用計画が実施される資金力もあり、一時転用面積も適正です。

本件は、5ヶ月間の一時転用であり、農地復元計画・耕作管理計画により、許可期間終了後には農地への復元が確約されていることから、一般基準をみたしていると考えられます。

西側・南側は道路、東側は河川敷地、北側は畑に接しています。
仮施設敷地内は、隣接する農地より低い土地となっています。
農地の表土保護のため、土木シート及び鉄板を敷いた上に仮施設が配置されま
す。雨水は側溝へ放流されます。

申請地を一時転用することに対し、賃貸人も承諾し、農地へ復元することも確約さ
れていることから、周辺農地への影響は少ないと思われま。ご審議のほどよろしく
お願いします。

議 長 　　ただ今の議第28号 番号3について質疑等がありましたらお願いします。

勝又俊博委員 案内図が橋の工事前の古い地図になっているが、新しい地図にはしないのか？

事務局 事務局で案内図を作成する際に使用するシステムでは、更新されておらず、古い地
図のままになってしまっている。次回以降は、手書き等で補正する。

杉山守正委員 本日午前中に現場を通った際に、すでに着工されていたが？

事務局 総会承認後の着工になるため、現地の状況を確認して対応します。

議 長 　　ほかに質疑等があればお願いします。
それではお諮りします。議第28号 番号3について、本案を原案のとおり許可す
ることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 　　それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第28号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号4
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　　はい。議第28号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号4

(議案朗読・投影写真による説明)

議長 　　続きまして、地区担当委員 推進委員 眞田孝三委員から議案について説明をお願
いします。

地区担当委員 申請地は、景ヶ島公園駐車場の北側に位置します。
現況は休耕地となっています。
受人は、大型商業用施設等の鉄鋼製品の製造を行っており、首都圏からの受注が増
加したことから、令和元年9月10日に、申請地北側隣接地を資材置場として転用許
可済です。

今後の状況を見据え、資材置場が不足することが見込まれることから、隣接する申
請地を資材置場として拡張するものです。

渡人は、高齢となったため近年農作業をしておらず、後継者もいないため、土地売
却を検討していたところ、受人から話があり、両者が合意したことから申請に至りま
した。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は
問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要
です。また、転用計画が実施される資金力もあり、転用面積も適正であることから、
一般基準を満たしていると考えられます。

東側は宅地見込み地、南側・北側は雑種地、西側は農地に接しています。
場内は砕石敷きとし、雨水は自然浸透により処理します。
敷地拡張前の計画では、出入口側に浸透池を計画しておりましたが、申請地を浸透池にする計画へ変更し、作業効率と利便性向上を図るものです。
隣接する西側農地は、土地が一段高く雨水等が流入することはありません。
以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われまます。ご審議のほどよろしく
願ひします。

議長 　　ただ今の、議第28号 番号4について質疑等がありましたら願ひします。

杉本義明委員 　申請地道路側の住宅との関連はあるのか？

事務局 　　資材置場の敷地として伺っているため、関連はない。

岡田廣正委員 　事業計画を浸透池ではなく、資材置場で申請をするのか？

事務局 　　案内図北側の土地が以前資材置場で許可を受けているものとなっている。そして乗り入れ側の土地が浸透池とする予定であったが、計画変更をして、資材置場の一体敷地の中で浸透池を作り、手前側を資材置場とする。

宮崎慎一委員 　先月総会案件であった、店舗併用住宅と資材置場の進入路は同じなのか？

事務局 　　進入路は別になるため、併用しない。

議長 　　ほかに質疑等がありましたら願ひします。
それではお諮りします。議第28号 番号4について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

議長 　　それでは全会一致で決定することに決定します。
次に、議第28号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号5事務局から議案書の説明をお願ひします。

事務局 　　はい。議第28号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号5

(議案朗読・投影写真による説明)

議長 　　続きまして、地区担当委員 推進委員 大庭義文委員から議案について説明をお願ひします。

地区担当委員 　申請地は、裾野ひかり幼稚園の約100m南東側に位置します。
現況は畑となっています。
受人は、渡人である小林氏の息子であり、受人夫婦と子供3人が、渡人の小林氏と同居しています。

子供の成長に合わせて自己住宅の建築を検討し、渡人2人に相談したところ、はなれの住宅を建築し同一敷地内に居住することで、小林氏からは贈与、山本氏からは売買の承諾を得られたため、申請するものです。

申請地は、住宅等が連たんしている区域にあり、宅地化の状況が省令で定める程度に達している区域であることから第3種農地に区分されます。第3種農地は代替性の検討が不要となっているので、立地基準に問題ないと思ひます。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。都市計画法・建築基準法等の他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。

東側は宅地、南側は水路・宅地、北側・西側は渡人所有農地に接しています。

申請地と北側農地との境には、既設の見切りがあり、西側農地は、申請地より3m程度低くなっています。

汚水は、母屋で使用している既設合併浄化槽を経由し、南側水路へ放流し、雨水は場内浸透となります。

隣接する農地は、渡人が管理しており、住宅建築について承諾していることから、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

ただ今の、議第28号 番号5について質疑等がありましたらお願ひします。

(質問、意見等 なし)

議長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第28号 番号5について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

議長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第29号 非農地証明願の裁定について 事務局から説明をお願ひします。

事務局

はい。議第29号 非農地証明願の裁定について

(議案朗読・投影写真による説明)

議長

続きまして、地区担当委員 推進委員 勝又一郎委員から議案について説明をお願ひします。

地区担当委員

願出地は、今里児童公園の北西に位置します。

願出地の現況は、山林となっており、面積は647㎡です。

願出人は昭和55年に相続により願出地を取得していますが、相続時には既に山林の様相を呈していたとのことです。

願出地は、願出人の前所有者が植木の保管場所として使用していましたが、植木の需要がなくなり管理ができなくなったため、山林化したものです。願出人からの提出書類や、航空写真から、昭和47年には既に山林化していたことが確認できます。

課税地目は「畑」となっていますが、現況は山林となっており、農地への復旧も困難であると認められます。

願出地の北側は、願出人所有の農地を挟んで道路に、東側は宅地と道路に、南側は願出人所有の農地に、西側は山林にそれぞれ面しています。

既に山林化してから相当年数が経過していることから、周辺農地への影響はないと思ひますので、ご審議をお願ひします。

ただ今の議第29号について質疑等がありましたらお願ひします。

議長

(質問、意見等 なし)

議長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第29号について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

議長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

これをもって令和2年度裾野市農業委員会11月総会を閉会します。

令和2年11月10日 (会議録署名人)

10番署名人

渡邊光枝

11番署名人

杉山克己